

# 自治体における石綿飛散防止に係る条例の制定状況

資料7

自治体名	事前調査	届出（法規定以外）	濃度測定				作業基準（法規定以外）	立入検査（法規定以外）	その他
				対象繊維	測定場所・頻度	基準濃度			
茨城県	なし	なし	【レベル1】 ・吹付け石綿の使用面積の合計50㎡以上	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業中 ・大気中への石綿の排出又は飛散が最大になることが見込まれる日を含む1日以上	なし	なし	なし	なし
東京都	【レベル1、2、3】	なし	【レベル1、2】	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界4地点 【測定頻度】 ・作業前・作業時・作業後 ・作業期間が6日を超える場合は、6日ごとに1回以上	なし	東京都告示第875号に準ずる ・石綿を含む水を排水する場合は、ろ過処理その他の適切な処理を講ずる。 ・石綿成形板を除去する場合は、当該石綿含有成形板を破断しない方法で除去する。	なし	なし
新潟県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】 ・吹付け石綿等が使用され、もしくは疑いのある建築物の所有者又は特定工事を施工する者又は事業場への立入検査及び検査のための試料を収去	なし
石川県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】 ・特定工場の疑いがある工事の行われる場所 ・石綿を飛散させている疑いのある建築物	なし
福井県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	特定粉じん排出作業を完了した時の届出
京都府	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】 ・不適正業者の公表
大阪府	【レベル1、2、3】	【レベル3】 ・床面積が1,000㎡以上の場合	【レベル1、2】 ・石綿使用面積50㎡以上	総繊維数	【測定場所】 ・敷地境界4地点 【測定頻度】 ・作業前・作業時・作業後 ・作業日数が6日を超える場合には、6日ごとに1回測定	10本/L	【レベル1、2】 ・石綿を含む水を排水する場合の措置 【レベル3】 ・幕の設置、手作業による除去他	【レベル3】 【その他】 ・事前調査の結果、石綿不使用の表示のある建物 立入検査権限	【レベル1、2、3】 事前調査結果の表示他

自治体名	事前調査	届出（法規定以外）	濃度測定				作業基準（法規定以外）	立入検査（法規定以外）	その他
				対象繊維	測定場所・頻度	基準濃度			
兵庫県	なし	【レベル3】 ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事 【石綿含有建材不使用】 ・床面積1,000㎡以上の解体工事を対象 【その他】 ・配管保温材を石綿のない部分で切断するような解体・改修工事の場合で、石綿飛散の恐れのないもの	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2】 ・法による「特定粉じん排出等作業実施届出書」が提出されているもの、実際に解体工事が行われている、又は、行われようとしている場合 【レベル3】 ・条例による「特定工作物解体等工事実施届」が提出されているもの、実際に解体工事が行われている、又は、行われようとしている場合 【その他】 ・建設リサイクル法の届出をもとに立入を実施し、レベル1、2、3の有無の確認、飛散防止等の指導を実施	なし
鳥取県	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】	【レベル1, 2】 ・作業期間が2日を超えるもの 【レベル3】 ・作業期間が2日を超えるもの ・1,000㎡以上の成形板	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界及び敷地内等 【策定頻度】 (レベル1, 2) ・作業前・作業中・作業後 (レベル3) ・規定なし	10本/Lを準用	【レベル3】 ・シート養生、湿潤化、手ばらし等	【レベル1, 2, 3】	【レベル1】 ・事前調査結果の報告
香川県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2】 ・石綿使用のおそれがある場合等	【用途毎に一定規模以上】 ・吹付け石綿を使用している建築物の届出
札幌市	【レベル1, 2, 3】	なし	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】 ・集じん・排気装置の排出口、前室の入口、除去作業場の直近外周、除去作業室内 【測定頻度】 ・作業中及び作業後	なし	なし	なし	【レベル1】 ・特定粉じん排出等作業完了届出
新潟市	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2】 ・吹付け石綿等が使用され、もしくは疑いのある建築物の所有者又は特定工事を施工する者又は事業場への立入検査及び検査のための試料を収去	なし
さいたま市	【レベル1, 2, 3】	なし	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後 ・作業が長期になる場合、6日を超えない石綿排出等作業日数ごとに1回以上	10本/L	【レベル1, 2, 3】 ・石綿含む水の石綿分離処理 【レベル3】 ・建材の手ばらし、原則、破碎・切断等を行わない	【レベル3】 ・石綿使用のおそれがある場合	【レベル1, 2, 3】 ・事前調査結果の表示

自治体名	事前調査	届出（法規定以外）	濃度測定				作業基準（法規定以外）	立入検査（法規定以外）	その他
				対象繊維	測定場所・頻度	基準濃度			
横浜市	なし	【レベル3】 ・石綿を含有するセメント建材（使用面積合計が1,000m <sup>2</sup> 以上）及び石綿布	【レベル1, 2, 3】	石綿繊維	【測定場所】 ・作業場近辺及び敷地境界（4方位）	なし	【レベル3】 ・現場の入口に「石綿を含有するセメント建材の解体作業中」である旨掲示 ・建築物にシートをかける ・建築物を湿潤化する 他	【レベル3】 ・新規の施工者や工法の場合、工事が大規模であったり民家が隣接している場合等に立入調査を実施し、養生の点検や周知看板の確認を実施	なし
川崎市	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】 ・石綿含有成形版の使用面積500m <sup>2</sup> 以上	【レベル1, 2】 ・使用面積50m <sup>2</sup> 以上の場合 【レベル3】 ・市長が必要と認めるとき	石綿繊維	【レベル1, 2, 3】 【作業時】 ・風下1地点を含む敷地協会4地点 【作業前・後】 ・敷地境界上の風下1地点	なし	【レベル3】 ・手ばらし、湿潤化、養生（建物の高さ以上、4面）	【レベル3】 ・建築物の床面積が80m <sup>2</sup> 以上の場合	【事前調査結果届出】 ・レベル1, 2 ・レベル3（石綿含有成形版を使用している床面積80m <sup>2</sup> 以上） 【大気濃度測定計画届出】 ・レベル1, 2（使用面積50m <sup>2</sup> 以上） 【作業完了報告書】 ・レベル1, 2 ・レベル3（石綿含有成形版の使用面積500m <sup>2</sup> 以上）
堺市	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】 ・使用面積1000m <sup>2</sup> 以上の場合	【レベル1, 2】 ・合計使用面積50m <sup>2</sup> 以上	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後 ・作業が6日を超える場合、6日を超えない石綿排出等作業日数ごとに1回以上	10本/L	【レベル1, 2, 3】 ・排水水の処理 【レベル3】 ・飛散防止膜の設置、手ばらし、散水、掲示板の設置、排水水の処理	なし	なし
西宮市	【レベル3】 ・使用面積80m <sup>2</sup> 以上が対象	【レベル3】 ・石綿を使用している場合、80m <sup>2</sup> 以上 【その他】 ・石綿を使用していない場合、1000m <sup>2</sup> 以上	なし	なし	なし	なし	【レベル3】 ・建材の手バラシ及び湿潤化	【レベル3】 ・業者へのヒアリングを行い、石綿使用の判断が困難な場合には、「石綿使用のおそれがある」とみなしている。	なし
八王子市	【レベル1, 2】	なし	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界4か所 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後	10本/L	なし	なし	なし
加古川市	なし	【レベル3】 ・床面積80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2, 3】 ・現場の湿潤化、養生、石綿含有水のろ過処理等	【レベル3】	なし